

OCNペイオン利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第 1 条 本規約の目的

- 1.本規約は、[エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#)（以下当社といいます）が提供する OCN ペイオンの利用について定めるものです。
2. OCN ペイオンを利用する契約者は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第 1 条 本規約の目的

- 1.本規約は、株式会社[NTTドコモ](#)（以下当社といいます）が提供する OCN ペイオンの利用について定めるものです。
2. OCN ペイオンを利用する契約者は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第 2 条 本規約の範囲

- 1.本規約は契約者と当社との間の OCN ペイオンに関する関係に適用します。
- 2.本サービスについて本規約で定めのない事項は、[IP 通信網サービス契約約款](#)が適用されるものとします。

当社が OCN ペイオンの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する OCN ペイオンの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第 3 条 (略)

第 2 条 本規約の範囲

- 1.本規約は契約者と当社との間の OCN ペイオンに関する関係に適用します。
- 2.本サービスについて本規約で定めのない事項は、[IP 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)が適用されるものとします。

当社が OCN ペイオンの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する OCN ペイオンの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第 3 条 (略)

第 4 条 定 義

1. 本規約において、以下の用語は以下のことを意味します。

< 用語 >	< 意味 >
OCN ペイオン	(略)
情報提供者	(略)
契約者	<p>IP 通信網サービス契約約款に規定する第 2 種オープンコンピュータ通信網サービス契約者(当該契約に係る電子メールの利用をしている者に限りま す。)又はドリームネットメールサービス契約者 であり、かつIP 通信網サービス、ドリームネット メールサービス及び OCN ペイオンを利用して情報提 供者から有料情報サービスの提供を受ける者を意 味します。ただし、IP 通信網サービス契約約款 に規定する第 2 種オープンコンピュータ通信網サー ビス契約者又はドリームネットメールサービス契 約者と IP 通信網サービス、ドリームネットメー ルサービス又は OCN ペイオンを利用して情報提供 者から有料情報サービスの提供を受ける者が異な った場合は、本規約第 9 条第 2 項に従い、IP 通信 網サービス契約約款に規定する第 2 種オープンコ</p>

第 4 条 定 義

1. 本規約において、以下の用語は以下のことを意味します。

< 用語 >	< 意味 >
OCN ペイオン	(略)
情報提供者	(略)
契約者	<p>IP 通信網サービス契約約款 (OCN)に規定する第 2 種オープンコンピュータ通信網サービス契約者(当 該契約に係る電子メールの利用をしている者に限 ります。)又はドリームネットメールサービス契 約者であり、かつIP 通信網サービス、ドリームネ ットメールサービス及び OCN ペイオンを利用して 情報提供者から有料情報サービスの提供を受ける 者を意味します。ただし、IP 通信網サービス契約 約款 (OCN)に規定する第 2 種オープンコンピュ ータ通信網サービス契約者又はドリームネットメ ールサービス契約者と IP 通信網サービス、ドリー ムネットメールサービス又は OCN ペイオンを利用 して情報提供者から有料情報サービスの提供を受け る者が異なった場合は、本規約第 9 条第 2 項に従 い、IP 通信網サービス契約約款 (OCN)に規定する</p>

	ンピュータ通信網サービス契約者又はドリームネットメールサービス契約者がその全ての責を負うこととします。
有料情報サービス	(略)
情報料	(略)
ID	(略)
購入者識別符号	(略)
請求事業者	(略)
特定請求事業者	(略)

第 5 条 (略)

第 6 条

1. 利用申込者が次のいずれかに該当すると判断した場合、当社は利用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 利用申込者が [IP 通信網サービス契約約款](#) 所定の第 2 種契約者でない場合
 - (2) 利用申込者が [IP 通信網サービス契約約款](#) 所定の第 2 種契約に係る電子メールアドレスを保持していない場合
 - (3) 利用申込者が、第 9 条 (ID 及びパスワードの管理責任) に違反するおそれがある場合
 - (4) 過去に第 20 条第 1 項 (当社による OCN ペイオンの一時停止及び解除) の処分を受けたことがある場合
 - (5) 利用申込者が、IP 通信網サービスに規定する料金又は工事に関する費用の支払等当社に対する債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合
 - (6) その他、当社が不適切と判断する相当の理由がある場合

第 7 条～第15条 (略)

	第2 種オープンコンピュータ通信網サービス契約者又はドリームネットメールサービス契約者がその全ての責を負うこととします。
有料情報サービス	(略)
情報料	(略)
ID	(略)
購入者識別符号	(略)
請求事業者	(略)
特定請求事業者	(略)

第 6 条

1. 利用申込者が次のいずれかに該当すると判断した場合、当社は利用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 利用申込者が [IP 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#) 所定の第 2 種契約者でない場合
 - (2) 利用申込者が [IP 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#) 所定の第 2 種契約に係る電子メールアドレスを保持していない場合
 - (3) 利用申込者が、第 9 条 (ID 及びパスワードの管理責任) に違反するおそれがある場合
 - (4) 過去に第 20 条第 1 項 (当社による OCN ペイオンの一時停止及び解除) の処分を受けたことがある場合
 - (5) 利用申込者が、IP 通信網サービスに規定する料金又は工事に関する費用の支払等当社に対する債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合
 - (6) その他、当社が不適切と判断する相当の理由がある場合

第 7 条～第 15 条 (略)

第 16 条 債権の譲渡等

1. (略)

2. 情報提供者が契約者に対して有する有料情報の債権は、当社が購入記録を請求事業者に交付することにより、情報提供者から当社へ譲渡され、同時に当社から請求事業者へ譲渡されるものとします。契約者は、第 5 条の契約の申込みをしたことにより当該各債権譲渡につき、予めなんらの異議なく承諾したものとします。但し、当社が情報提供者の場合は、当社が契約者に対して有する有料情報の債権は、当社が購入記録を請求事業者に交付することにより、当社から請求事業者へ譲渡されるものとします。

当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は、請求事業者の定める「[NTT レゾナント](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。

3. 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「[NTT レゾナント](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものと取り扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「[通信サービスご利用料金等の請求・収納業務](#)」に係る取扱い規約に従っていただきます。

4. ~5. (略)

第 17 条 (略)

第 16 条 債権の譲渡等

1. (略)

2. 情報提供者が契約者に対して有する有料情報の債権は、当社が購入記録を請求事業者に交付することにより、情報提供者から当社へ譲渡され、同時に当社から請求事業者へ譲渡されるものとします。契約者は、第 5 条の契約の申込みをしたことにより当該各債権譲渡につき、予めなんらの異議なく承諾したものとします。但し、当社が情報提供者の場合は、当社が契約者に対して有する有料情報の債権は、当社が購入記録を請求事業者に交付することにより、当社から請求事業者へ譲渡されるものとします。

当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は、請求事業者の定める「[NTT ドコモの OCN](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。

3. 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「[NTT ドコモの OCN](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものと取り扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「[通信サービスご利用料金等の請求・収納業務](#)」に係る取扱い規約に従っていただきます。

4. ~5. (略)

第 18 条 個人情報の取扱い

1. 当社は、OCN ペイオンサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー (https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/) に定めるところによります。
2. (略)
3. (略)

第 19 条～第 23 条 (略)

第 24 条 権利義務の譲渡制限

契約者は、本規約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に貸与し、譲渡し又は担保提供等できないものとします。ただし、ペイオン利用に係る当社の [IP 通信網サービス契約約款](#) に規定する第 2 種オープンコンピュータ通信網サービス契約の譲渡があった場合は、譲渡に限りこれを認めます。その場合、本規約上の権利の譲渡の取り扱いについては、[IP 通信網サービス契約約款](#) に定める第 2 種契約の場合に準ずるものとします。

第 25 条～第 26 条 (略)

第 18 条 個人情報の取扱い

1. 当社は、OCN ペイオンサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー (<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>) に定めるところによります。
2. (略)
3. (略)

第 19 条～第 23 条 (略)

第 24 条 権利義務の譲渡制限

契約者は、本規約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に貸与し、譲渡し又は担保提供等できないものとします。ただし、ペイオン利用に係る当社の [IP 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#) に規定する第 2 種オープンコンピュータ通信網サービス契約の譲渡があった場合は、譲渡に限りこれを認めます。その場合、本規約上の権利の譲渡の取り扱いについては、[IP 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#) に定める第 2 種契約の場合に準ずるものとします。

第 25 条～第 26 条 (略)

[附 則 \(令和 5 年 6 月 15 日 レパ N009600000741-01\)](#)

[\(実施期日\)](#)

[1 この改正規定は、令和 5 年 7 月 1 日から実施します。](#)

[\(吸収合併に伴う取り扱いについて\)](#)

[2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社 \(以下「レゾナント」といいます。\) が次の表の左欄の規約 \(以下「旧規約」といいます。\) の規定により締結し、令和 5 年 5 月 15 日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約 \(以下「新規約」といいます。\) の規定によるものとします。](#)

旧規約	新規約
OCN ペイオン利用規約	OCN ペイオン利用規約

[3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の 2 の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のおりとしします。](#)

[4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。](#)